

令和7年度宝くじ広報SNS運用業務委託契約仕様書

1 委託業務名

令和7年度宝くじ広報SNS運用業務

2 委託業務の目的

本業務は、当協会のSNSアカウントを作成・運営して宝くじをPRすることにより、宝くじの売上増進を図るとともに、宝くじ公式サイトへのアクセス数及び宝くじ会員登録者数の増加にも寄与することを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和7年12月31日まで

4 業務内容

(1) Xアカウントの開設

- ① 新規公式アカウントの作成
- ② Xの認証マーク（ブルーバッジ）の取得
- ③ アイコン、ヘッダー画像、プロフィール説明文の作成・設定

(2) 宝くじをPRする投稿

- ① サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ販売期間中に週2回の投稿
※サマージャンボ宝くじ販売期間 : 7月上旬～8月上旬
※ハロウィンジャンボ宝くじ販売期間 : 9月中旬～10月中旬
- ② 上記以外の期間(11月・12月)に月1回以上の投稿(宝くじ公式サイトへのPR等)

(3) フォロワー獲得のためのプレゼントキャンペーンの実施

サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ販売期間中に次のとおりそれぞれ1回ずつ実施する。なお、1回あたりのプレゼントキャンペーンの当選人は50人程度とし、景品の購入に要する経費は18万円程度とする。

- ① 応募条件（フォロー&リポスト等）及びプレゼント内容の選定
- ② キャンペーンに関する投稿
- ③ 応募者管理・当選者選定・商品発送の手配

5 留意事項

(1) SNSへの投稿に関する遵守事項

SNSへの投稿については、次のことを遵守すること。

- ① 宝くじをPRする投稿及びフォロワー獲得のためのプレゼントキャンペーンに関する投稿については、みずほ銀行が確認したものしか投稿できないこと。
- ② 上記①における「みずほ銀行が確認したもの」について、次のとおり補足説明するので、併せて遵守すること。

	投稿の種類	補足説明
ア	独自コンテンツ	<p>自ら作成する「宝くじをPRする投稿」及び「フォロワー獲得のためのプレゼントキャンペーンに関する投稿」のコンテンツのことで、みずほ銀行による投稿前確認が行われているものである。</p> <p>また、みずほ銀行確認後のコンテンツ（画像の「ビジュアルデザイン」だけでなく、広告文書の「テキスト」を含む。）は、一言一句そのまま投稿しなければならない。</p>
イ	共通コンテンツ	<p>（一財）全国市町村振興協会が作成する「宝くじをPRする投稿」のコンテンツのことで、みずほ銀行による確認が終了したものが提供されるため、みずほ銀行への確認手続きは不要である。</p> <p>また、提供されたコンテンツは、一言一句そのまま投稿しなければならないが、方言、絵文字等の軽微な修正であっても一切変更してはならない。</p> <p>なお、共通コンテンツは、「ビジュアルデザイン」と「テキスト」がセットになっており、「ビジュアルデザイン」については「テキスト」とセットで投稿しなければならないが、「テキスト」については単独でも投稿できる。</p>
ウ	再投稿	<p>宝くじ公式、他の都道府県協会等の他者のSNSアカウント投稿の内、「宝くじをPRする投稿」及び「フォロワー等獲得のための企画に関する投稿」を、自らのSNSに再投稿する「リポスト」及び「引用リポスト」のことで、宝くじをPRする投稿の回数にはカウントできない。</p> <p>「リポスト」については、みずほ銀行による投稿前確認が不要であり、当協会の一任で行える。</p> <p>なお、「引用リポスト」については、みずほ銀行による投稿前確認が必要となるので、一切行わないこととする。</p>

（２）フォロワー獲得のためのプレゼントキャンペーンに関する遵守事項

フォロワー獲得のためのプレゼントキャンペーンの実施については、次のことを遵守すること。

- ①景品類については、地域特産品等の宝くじ証票以外のものを用いること。また、事前に当協会の承認を得ること。
- ②景品類限度額等を規制する景品表示法に抵触しないよう、オープン懸賞（新聞、ウェブサイト等で内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽選で景品類が提供されるもの／消費者庁ホームページの「景品規制の概要」を参照）に該当する方法を用いること。

(3) 第三者への委託

委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当協会の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 秘密の保持

委託業務の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても効力を有する。

(5) 個人情報の取扱い

この契約による業務を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する基本方針（平成24年4月1日）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(6) 当協会への損害賠償

受託者は、委託業務の履行にあたり、事故の責めに帰すべき事由により当協会に損害を及ぼした場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく当協会と協議して定めるものとする。